

子ども・子育て支援新制度に関する検討状況について

内閣府

平成26年1月22日(水)

子ども・子育て会議における取りまとめ事項について（参考）

1. 基本指針	3
2. 保育の必要性の認定基準	7
3. 確認制度（運営基準、情報公表等）	9
4. 幼保連携型認定こども園の認可基準	11
5. 地域型保育事業の認可基準	13
6. 地域子ども・子育て支援事業（市町村事業）	16
7. 公定価格	20

※公定価格については、今年度末の骨格取りまとめに向けて更に議論

1. 基本指針について

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。
(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)
→限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

<参考>計画策定のスケジュール

平成25年夏 基本指針案の提示
→平成25年夏以降～

平成26年度前半
後半～
平成27年4月(予定)

市町村において利用希望の調査を実施
都道府県計画、市町村計画の作成
都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ
認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】
子ども・子育て支援新制度本格施行

} 地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら検討。

◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、
 - ・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。
 - ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。
- これらの点にも留意した計画作成が必要。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント ー「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

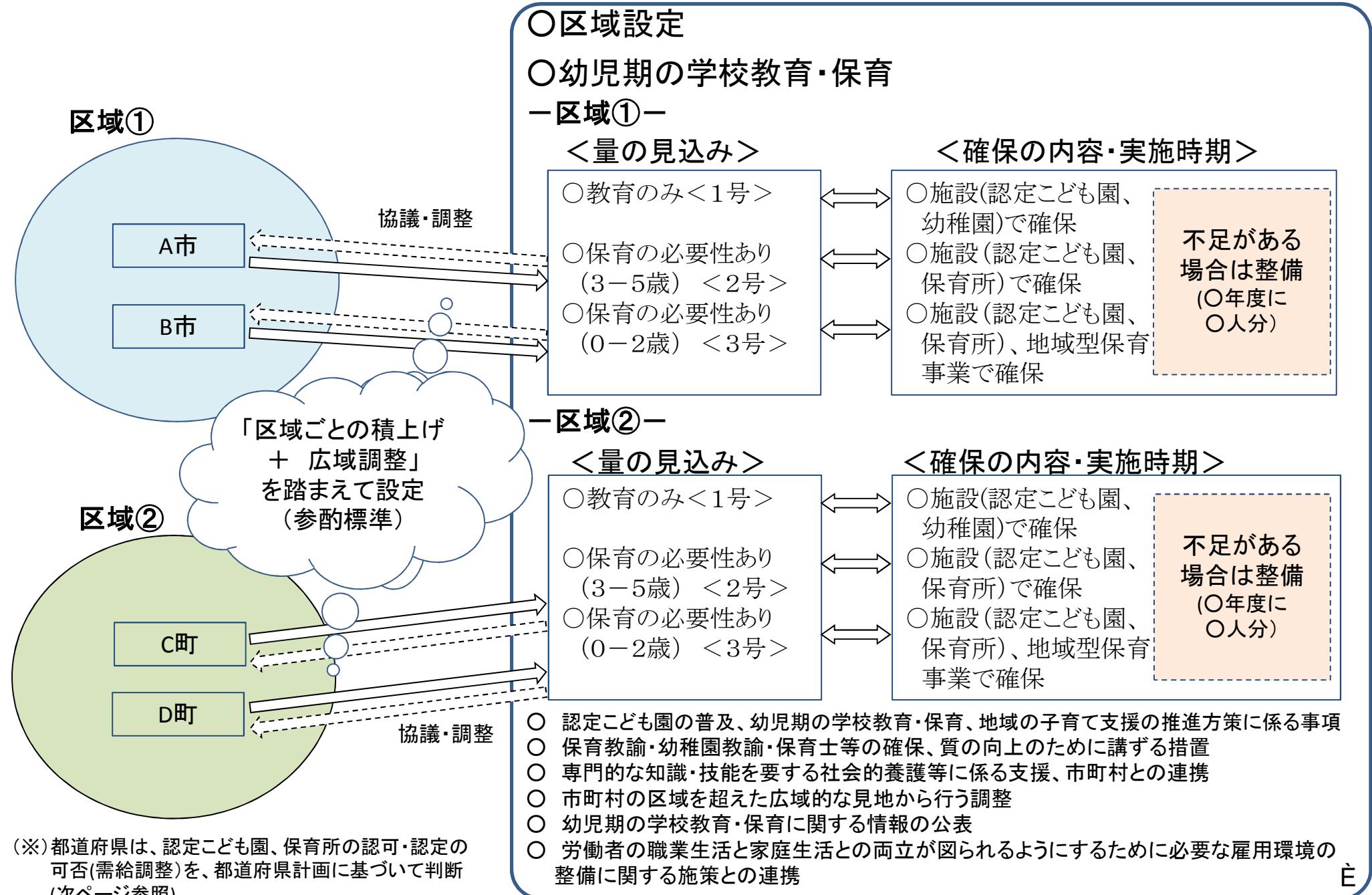
確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ



需給調整の仕組み

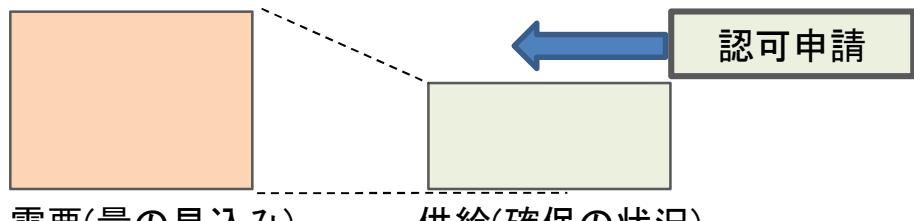
既存施設が認定こども園に移行しようとする場合

既に幼児期の学校教育又は保育の需要が満たされている場合に、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行するため、認可・認定の申請があった場合、どのように取り扱うか。

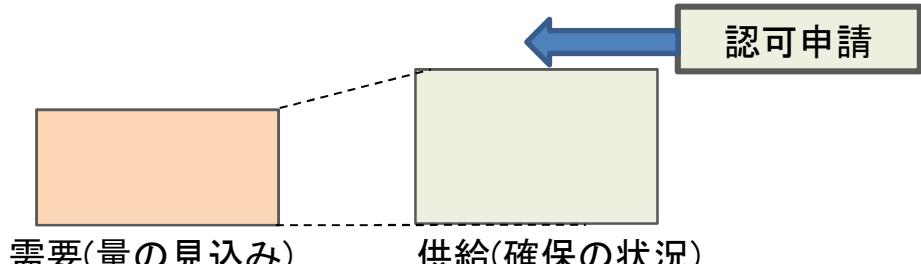
- 認定こども園への移行を促進するため、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行しようとする場合には、「需要」に「都道府県計画で定める数」を加え、これに達するまでは、認可・認定をするものとする。
- 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況やこれらの施設の認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園・保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定する。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

【参考：需給調整の仕組み】

需要 > 供給 → 原則認可



需要 < 供給 → 認可しないことができる



2. 保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
 - ①昼間労働することを常態としていること(就労)
 - ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
 - ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
 - ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
 - ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること(災害復旧)
 - ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
 - ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
 - ②妊娠、出産
 - ③保護者の疾病、障害
 - ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤災害復旧
 - ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
 - ⑦就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
 - ⑧虐待やDVのおそれがあること
 - ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

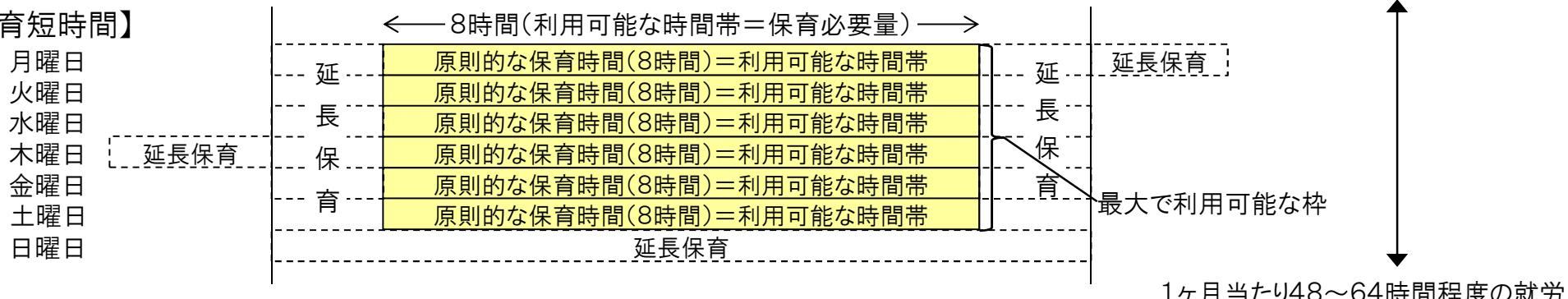
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



3. 確認制度について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、認可施設・事業者から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 確認を受けた施設・事業者は、運営基準を遵守しなければならず、また、それらの施設・事業者に関する基本的な情報を都道府県が利用者に公表する。

2. 運営基準について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・提供する教育・保育の内容・手続きの説明、同意、契約・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 など
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) など
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・事故防止及び事故発生時の対応・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)・会計処理(区分経理等) など
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none">・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

3. 情報公表について

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

分類		主な事項
基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none">・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	<ul style="list-style-type: none">・施設の種類(幼稚園、保育所、認定こども園)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)・名称、所在地等・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等)・職員1人当たりの子ど�数・利用定員、学級数、在籍子ど�数・開所時間等 など
運営情報		<ul style="list-style-type: none">・施設、事業の運営方針・教育・保育の内容・特徴・選考基準・給食の実施状況・相談、苦情等の対応のための取組状況・自己評価等の結果・事故発生時の対応 など

4. 幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認定となり、設備について、現行基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準案

施設の設置 パターン	基本的考え方	主な基準案
【新設】のパターン 新規に新たな幼保 連携型認定こども園 を設置する場合	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園又は保育所の高い水 準を引き継ぐ。	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none">・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。 ※具体的な職員配置基準は、公定価格の議論において検討。 <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none">・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none">・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420m²、1学級につき100m²増)・居室・教室面積は、保育所基準(1.98m²/人、乳児室は1.65m²/人、ほふく室は3.3m²/人) <p>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積<ul style="list-style-type: none">①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3m²/人)②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400m²、1学級につき80m²増)と保育所基準のいずれか大きい方 <p>※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</p> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none">・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置 パターン	基本的考え方	主な基準案
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン 既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。 ・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。 ・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。 	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準($1.98\text{m}^2/\text{人}$、乳児室は$1.65\text{m}^2/\text{人}$、ほふく室は$3.3\text{m}^2/\text{人}$)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420m^2、1学級につき100m^2増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上$3.3\text{m}^2/\text{人}$)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400m^2、1学級につき80m^2増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地の算入可。
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、職員配置や運営などについては、新設と同じ基準)

5. 地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

…比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

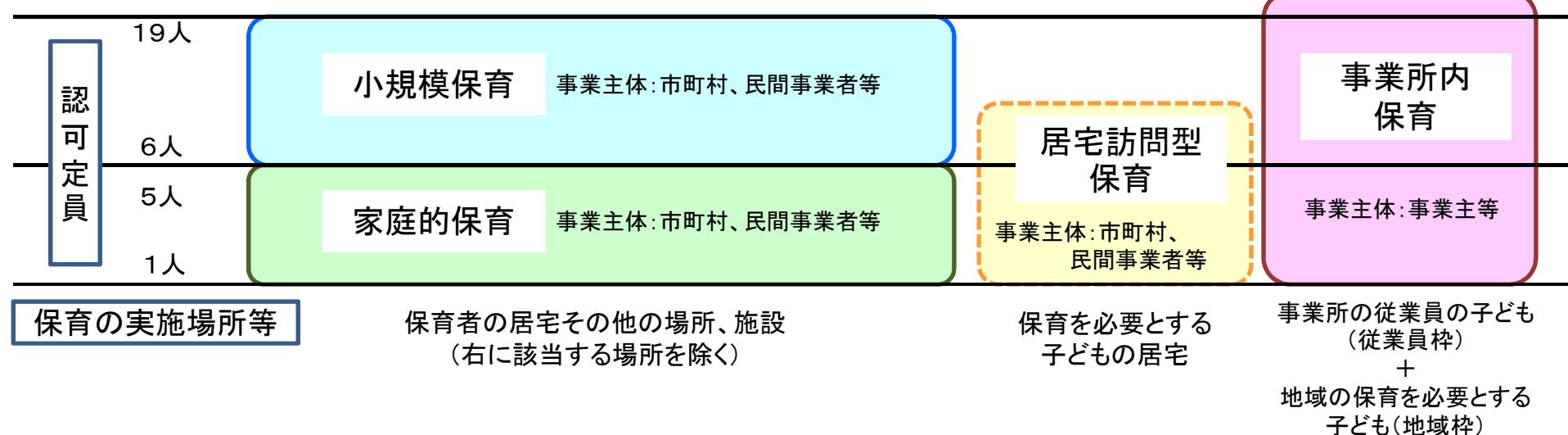
◇居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け



小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1／2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

＜主な認可基準＞

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65m ² ほふく室 1人当たり3.3m ² 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳～2歳児 いずれも1人3.3m ²
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

＜主な認可基準＞

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3m ²	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
待遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

6. 地域子ども・子育て支援事業について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第59条）
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

【対象事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【子ども・子育て会議等での主な取りまとめ事項】

事業名	主な取りまとめ事項（詳細は別紙参照）
利用者支援事業	新規事業となるため、事業内容を検討。①基本型、②特定型を創設。
一時預かり事業	事業の普及を図るため、事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算）、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編。
放課後児童クラブ	事業の実施にあたっての設備運営に関する基準の方向性を了承。 ※社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」にてとりまとめられ、当会議に報告された。

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

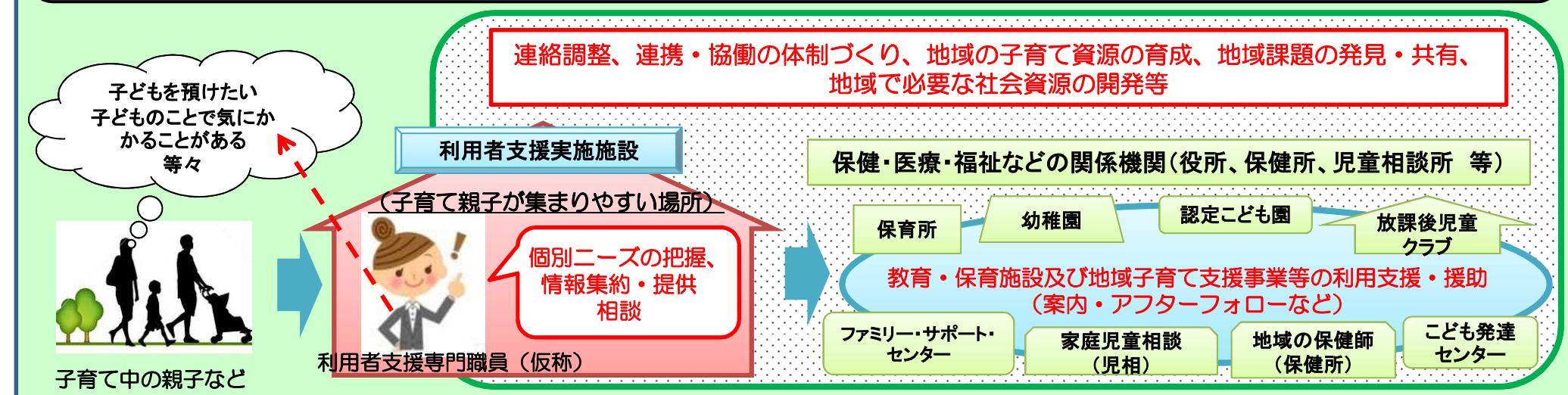
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

現状

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

H26【保育緊急確保事業】

①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
※3 現行の地域密着Ⅱ型は、当分の間、事業継続可。(経過措置)

H27【新制度施行】

※ 平成26年度以降の各類型の名称については仮称。

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要について（平成25年12月25日）

経緯

- ・24年8月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）
- ・25年5月、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、省令で定める設備及び運営に関する基準について審議のうえ、12月25日に報告書が公表された。
- ・今後、同報告書を踏まえ、年度内を目途に省令基準を策定する。

報告書の概要

1. 従事する者【従うべき基準】

- 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とすることが適当。（一定の経過措置等についても検討）

2. 員数【従うべき基準】

- 職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当。
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】

- 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童1人当たりおおむね1.65m²以上」とすることが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

- 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとすることが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】

- 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当。

7. その他(基準以外の事項)

- 市町村は、定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
- 利用ニーズの増加に対して優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童」など発達の観点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。

7. 公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
(子ども子育て支援法27条、29条等)
$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

※この基本構造は委託費も同様。
- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

【イメージ】

《施設型給付》

施設型給付費
(公費で負担)
||
法定代理受領

公定価格

利用者負担額
(施設で徴収)

《委託費》

公費負担額

委託費として
支払い

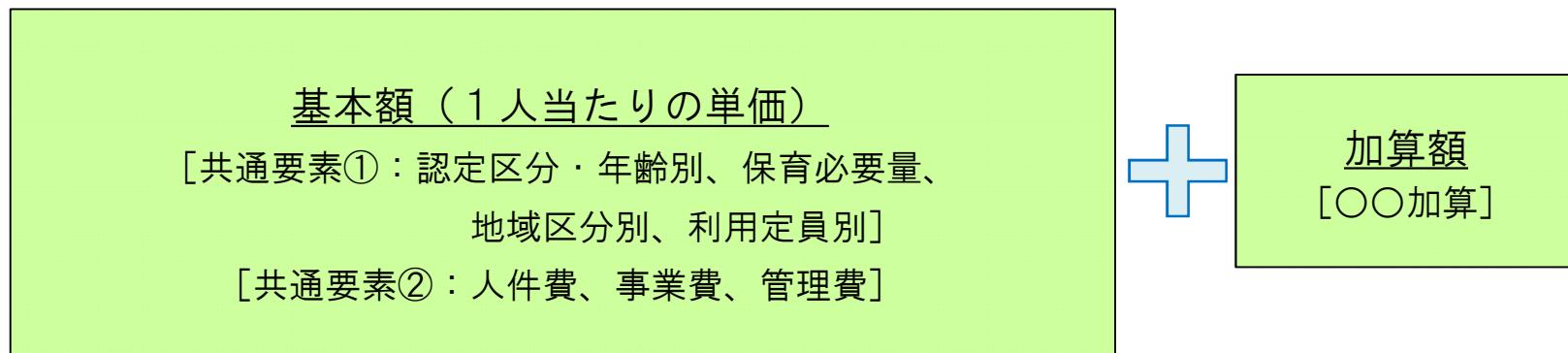
利用者負担額
(市町村で徴収)

公定価格に関する論点について

公定価格の基本的な構造

- 子ども・子育て新制度における公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベースに、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。
- 現在、子ども・子育て会議（基準検討部会）において、公定価格に関する議論とともに、価格の算定に密接に関連する「保育の必要性の認定」、「新幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可基準」、「確認制度（定員制度、運営基準等）」などについても、並行して議論を進めているところ。

『公定価格（基本額）イメージ』



【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

➤給付等の支給に当たって必要な認定の基準等

- ・認定区分
 - ①教育標準時間認定（3歳以上）
 - ②保育認定（3歳以上）、③保育認定（3歳未満）
- ・保育必要量
(保育標準時間・保育短時間)

認可基準等

➤施設・事業の適切な運営を確保するための基準等

- ・職員配置基準
- ・施設基準
- ・施設・事業に求める実施内容等

確認制度

➤公費による財政支援の対象となることを確認するための基準等

- ・利用定員
- ・運営基準

公定価格

➤左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定

○共通要素①

- ・認定区分・年齢別
- ・保育必要量
- ・利用定員別
- ・地域区分別

○共通要素②

- ・人件費
- ・事業費
- ・管理費

○各種加算等

○その他

利用者負担

- ・利用者負担の水準
- ・実費徴収、上乗せ徴収

公定価格の検討スケジュール（イメージ）

- 公定価格の具体的な金額は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める公定価格の「骨格（算定構造）」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。
- ※ 国・地方自治体においても、事業計画の策定や平成27年度概算要求に向けて所要額を見込む必要がある。

平成25年度

9月～
○子ども・子育て会議において順次議論

～年度末
○子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ

※「骨格」＝「基本部分・加算部分・減算部分の構造」

平成26年度

4月～6月頃
○骨格、仮単価の提示

○概算要求に向け、保育所、幼稚園などに係る給付等の所要額の見込み
※幼稚園は新制度への移行と現行制度への残留の両者が想定されるため、概算要求に向けて意向調査を実施予定。

8月
○概算要求

10月頃～
○各市町村で平成27年度の保育所入所手続きを開始、各幼稚園で平成27年度の園児募集

年末・年度末

○国ベースの金額の確定（政府予算案）
○子ども・子育て会議で諮詢・答申！